

盛岡都市圏地域公共交通会議分科会の設置について

盛岡都市圏地域公共交通会議設置要綱（以下、「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり分科会を設置するものとする。

1 設置の目的

盛岡都市圏地域公共交通会議で協議する事項のうち、特定地域及び特定事業に関わる事項について、関係する市町等で構成する分科会で協議を行うため設置する。

2 概要

(1) 分科会の名称・協議事項・構成員

分科会の名称	協議事項	構成員
盛岡都市圏地域公共交通会議 盛岡市分科会	要綱第 2 条に規定する事項のうち 盛岡市に係るもの	別紙
盛岡都市圏地域公共交通会議 滝沢市分科会	要綱第 2 条に規定する事項のうち 滝沢市に係るもの	別紙
盛岡都市圏地域公共交通会議 矢巾町分科会	要綱第 2 条に規定する事項のうち 矢巾町に係るもの	別紙

※協議事項に応じて、2つの分科会を合同で開催し協議する。

(2) 分科会の会長・副会長について

分科会の会長は、盛岡都市圏地域公共交通会議分科会設置要綱第 3 条の規定に基づき、委員の中から全体会の会長（盛岡市副市長）が指名し、副会長は、委員の中から分科会の会長が指名する。

参考 1 : 交通会議で協議する事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

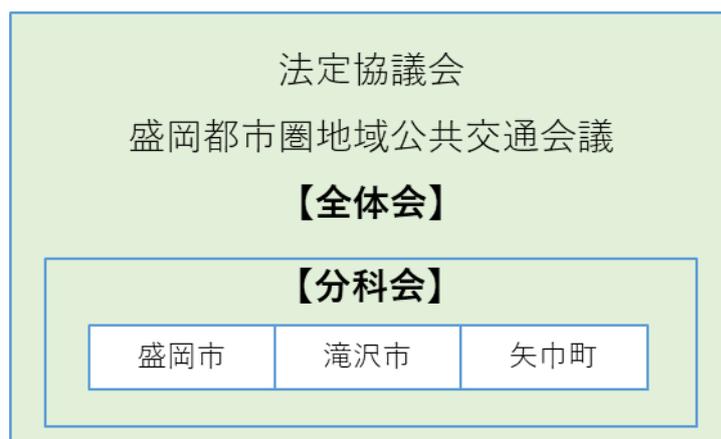
参考 2 : 交通会議の組織構成

- (1) 全体会

盛岡都市圏すべてに関わる事項について協議する。

- (2) 分科会

盛岡都市圏のうち、協議事項に関係する市町（単独または2市町合同）で構成し、協議する。分科会で決した事項は、全体会で決したものとする。



参考 3 : 盛岡都市圏地域公共交通会議設置要綱<抜粋>

(分科会)

第8条 交通会議は、第2条に規定する事項に関し、特定地域及び特定事業に関わる事項について協議を行うため、当該事項に関係する市町による分科会を置く。

2 交通会議は、分科会において決した事項については、交通会議において決したものとする。この場合において、当該決定事項を書面により速やかに会長に報告するものとする。

3 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。